

食品衛生法の基準値見直し等の協議受けについて

消費者庁消費者安全課

○ 協議に係る規定

食品衛生法に基づき、厚生労働大臣は、食品若しくは添加物の成分につき規格を定めようとするとき、あらかじめ、内閣総理大臣(消費者庁)に協議しなければならない。(同法第 11 条、第 64 条、第 65 条の 2)

〔食品衛生法(昭和22年法律第233号)〕 (抜粋)

第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。(以下、省略)

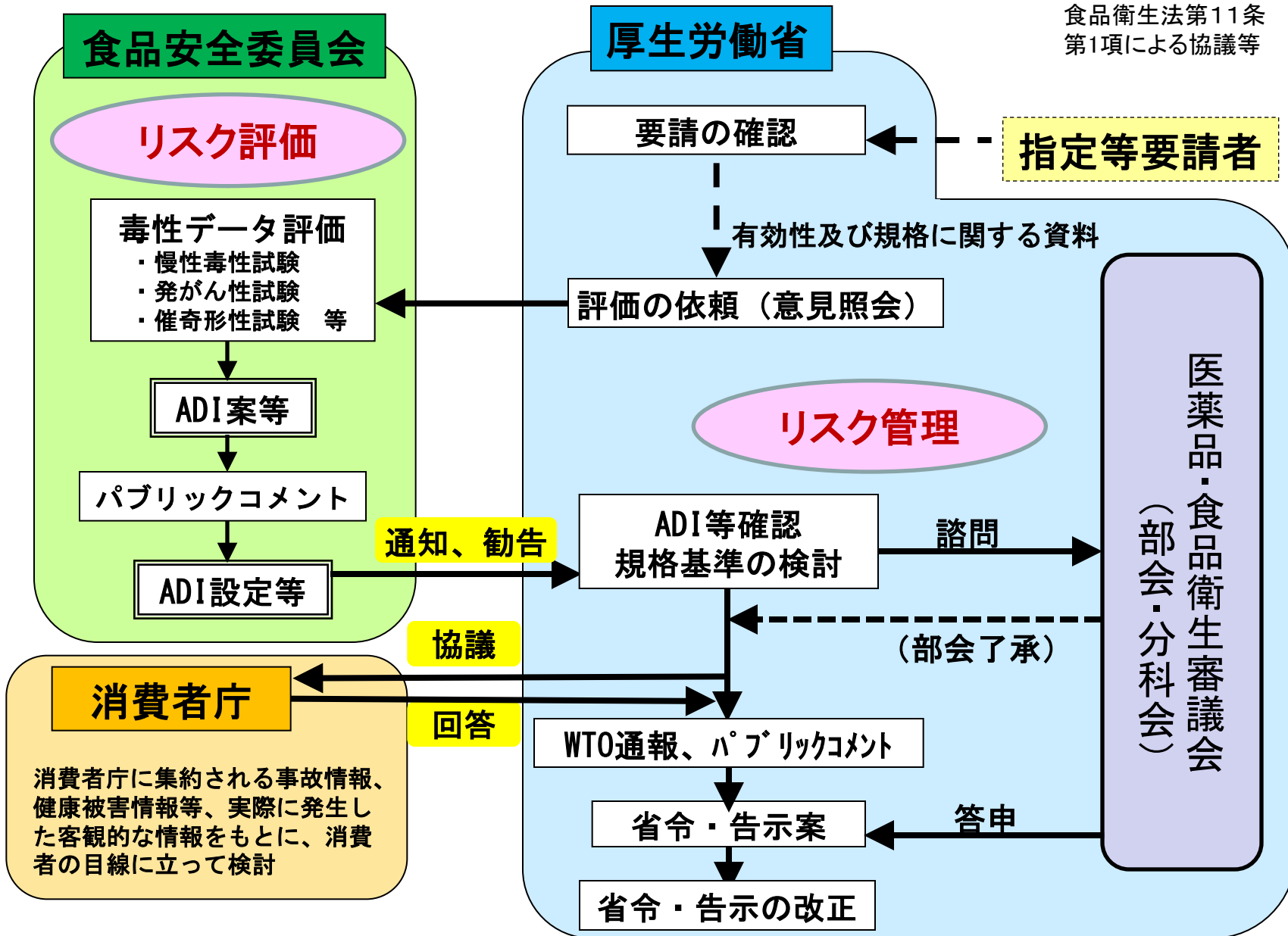
第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項に規定する基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。(以下、省略)

第六十五条の二 第六十四条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。(以下、省略)

第七十条 ③内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。(以下、省略)

食品、添加物等の規格基準改正のながれ

食品衛生法第11条
第1項による協議等



添加物に関する表示基準改正のながれ

